

「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の 期限延長について

特殊土壌地帯の保全と農業生産力の向上については、昭和27年に「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」が制定されて以来、これまで5年毎、計11回にわたる同法の期限延長が図られ、多大な成果を上げているところである。

しかし、近年、局地的な集中豪雨などによる甚大な災害が続く中、浸食を受けやすい「シラス」や「赤ホヤ」等の特殊土壌が広く分布している九州・山口地域においては、治山・治水や急傾斜地崩壊対策、道路・農地防災などの事業の必要性が高く、これらの対策を緊急的に講じることで、住民の安全・安心を確保していかなければならない。また、特殊土壌の不利な点を補い、生産性の高い農業を効率的かつ安定的に展開していくための農用地整備など、農業生産力向上に向けた必要な事業も依然として残っている。

このようなことから、平成24年3月31日に期限を迎える同法については、その期限を5年間延長し、引き続き、特殊土壌地帯対策事業の促進を図るよう求める。

平成23年6月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞